



Jnet newsletter

**U.S. business update for
Japanese companies**

Issue 2 - 2016

JAPANESE EDITION

KPMG's U.S. Japanese Practice



Contents

2016年M&A見通し調査レポート	1
訴訟や行政対応に向けた電子データの管理	2
KPMG 2015年版REFMアウトソーシングに関する動向調査	3
M&Aにおける無形資産と移転価格税制	4
会計・監査アップデート	9
税務アップデート	11

Subscribe

Published since 1997, Jnet is issued quarterly to update you on audit, accounting, tax, and other business issues relevant to Japanese companies operating in the United States.

To subscribe to this Newsletter or to receive further information on any of the matters discussed, please contact your local Japanese Practice professional, or email us at us-kpmg-jp@kpmg.com.



Jnet newsletter

U.S. business update for Japanese companies



2016年M&A見通し調査レポート

米国エグゼクティブのM&Aに対する取り組み動向： 2016年に向けて加速化の予想

成長を目指すエグゼクティブたちの目が、次第にM&Aへと向き始めています。KPMGが実施した2016年M&A見通し調査によれば、回答者のうち、実に91%が2016年中に1件以上のM&Aを行う予定であると回答しています(2014年の63%から大幅上昇)。

この調査は、フォーチュナレッジグループと協力してKPMGが実施したもので、ディールに関する将来の見通しを探るべく、550名超の企業やプライベートエクイティのトップ、M&Aプロフェッショナル、投資家、アドバイザーを対象に行われました。本レポートでは、世界の経済環境の重大な局面において、M&Aディールメーカーたちを動かすおもな要因について深く掘り下げています。

おもなハイライト：

- 回答者の91%が2016年中に1件以上の買収に着手する予定(2014年の63%から大幅上昇)
- 企業のM&A戦略がコンソリデーション(2015年)から拡大へとシフト(2016年)
- 2016年におけるディール件数の急増と平均取引規模の拡大を予想
- 2016年内に実施を予定しているディールのおもな誘因は、新規事業への参入(37%)、顧客基盤の拡大(37%)、地理的拡大(36%)
- テクノロジー・製薬・バイオテクノロジー分野におけるディールの活発化が予想されるが、その中でも最も活発な分野と予測したのは、テクノロジー分野(2015年の47%から70%に大きく上昇)
- 回答者の79%が米国を2016年の投資先に予定と回答したとおり、米国が引き続き最も魅力的な投資先に留まる(2014年の56%から上昇)
- プライベートエクイティファームはストラテジックバイヤーに比べ、金利引き上げ(39%)に対して著しい懸念を抱いている

詳細に関しては、レポート全文を下記リンクよりダウンロードしてください。

ダウンロード

U.S. Executives on M&A: Full Speed Ahead in 2016

> (英文PDF/2.4MB)

<https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/pdf/2016/05/us-jnet-2016-issue2-article1-EN.pdf>

ご質問

本稿に関するご質問はKPMGの貴社担当チーム、あるいは us-kpmg-jp@kpmg.com までご連絡ください。

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after thorough examination of the particular situation.

© 2016 KPMG LLP, a Delaware limited liability partnership and the U.S. member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in the U.S.A. The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.



Jnet newsletter

U.S. business update for Japanese companies



訴訟や行政対応に向けた電子データの管理

世界中で訴訟の数が増加を続け、事業規制や強制措置が拡大する環境において、電子データの開示請求に対応できるよう、適切な準備をしておくことは企業にとって不可欠です。企業が適切なシステム・プロセス・管理を欠くと、罰金や莫大な訴訟費用、さらには企業イメージを汚すリスクを冒すことになるためです。

同時に、eDiscovery (電子情報開示制度) の運用は、量の増加とデータやシステムの複雑性のため、これまで以上に困難になってきています。データ要求対応の義務を果たすことは、ますます難しくなり、より大きなリスクや費用負担の原因となっています。

2015年にKPMGフォレンジックが実施した、法務顧問・コンプライアンス・リスク担当役員を対象としたグローバルな調査では、回答者の70%以上が訴訟や行政からの要請に対応するためのプロセスやシステムを整えてあるものの、企業がeDiscoveryをより効率的かつ費用対効果の高い方法で活用できる改善の余地がいくつか残りました。

この最新の調査では、ビジネスで最善の成果を達成するためには、法務・コンプライアンス・リスク部門が積極的に関与し、早期にその戦略を策定することが必要であることを、おもな検出事項として示しています。

当調査による主要テーマ・課題は以下のとおりです。

- 1) eDiscoveryのコスト：大半の回答者がeDiscoveryにかかる費用を重要な関心事項として挙げたものの、多くの会社がそれに対処するための戦略を持っているという明確な兆しはありませんでした。
- 2) マニュアル文書レビューと技術支援レビューの適用：文書レビューは、eDiscoveryに関わる最大のコスト要因のひとつですが、技術支援レビューやその他の技術に基づくツールの採用および効果的な適用は、依然として遅れています。また技術支援レビューの利用は、コスト削減手段というよりも、追加コストとして見られています。
- 3) 社内 vs. 社外の能力：外部ベンダーが提供するサービスの多くは高価と考えられていますが、多くの企業はeDiscoveryサイクルの運用に必要な技能やツールが社内に備わっているわけではありません。

詳細に関しては、レポート全文を下記リンクよりダウンロードしてください。

ダウンロード
Managing Electronic Data for Litigation and Regulatory Readiness > (英文PDF/872KB)

<https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/pdf/2016/02/litigation-survey-2016.pdf>

ご質問

本稿に関するご質問はKPMGの貴社担当チーム、あるいは us-kpmg-jp@kpmg.com までご連絡ください。

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after thorough examination of the particular situation.

© 2016 KPMG LLP, a Delaware limited liability partnership and the U.S. member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in the U.S.A. The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.



Jnet newsletter

U.S. business update for Japanese companies



KPMG 2015年版REFMアウトソーシングに関する動向調査

KPMG LLP (KPMG) は、2015年版グローバル規模の商業不動産・企業施設管理 (REFM) に関するアウトソーシングの動向調査の結果を公表しました。REFMアウトソーシングの動向調査は、エンドユーザー組織によるグローバル・ビジネス・サービス (GBS) (別称シェアードサービス)、アウトソーシング、第三者による業務およびインフォメーションテクノロジー (IT) サービスの利用に関する現状と動向、課題について分析結果を提供するKPMGの動向調査プログラムのひとつです。

この調査プログラム一環は、GBS市場の動向に焦点を当て、クラウドコンピューティングや人事 (HR) の変革及び業界別の動向といった関連する主要分野を取り上げています。REFMアウトソーシングの動向調査の対象者は、REFMアウトソーシングの取組みを積極的に検討中または実施しているエンドユーザー組織、大手のREFMグローバル・ビジネス及びITサービス提供会社、並びに顧客のREFMアウトソーシングへの取組みを支援する第三者の法律顧問やソーシング・アドバイザーを含みます。

KPMGは、毎年グローバル規模でREFMアウトソーシング動向調査を行っています。2015年版の調査で取り上げているおもなトピックは次のとおりです。

- 現在のREFMアウトソーシングの市場動向、状況および要求水準
- REFMのプロセス改善とアウトソーシングの取組みに関するおもな促進要因と課題
- 最優先事項、サービス提供モデル、空間利用計画などのトピックにおけるREFMの市場特性
- グローバル規模のREFMソーシング、ガバナンスおよび管理モデル
- REFMアウトソーシング取引の特質

ご質問

本稿に関するご質問はKPMGの貴社担当チーム、あるいは us-kpmg-jp@kpmg.com までご連絡ください。

詳細に関しては、レポート全文を下記リンクよりダウンロードしてください。

ダウンロード

KPMG 2015 Global REFM Outsourcing Pulse Survey

> (英文PDF/2164KB)

<http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/sharedservicesoutsourcinginstitute/pdf/2016/refm-2015-pulse-report.pdf>

2015年版調査結果に関するウェブセミナー (英語) は下記リンクよりご覧いただけます。

プレイバックリンク

KPMG 2015 Global REFM Outsourcing Pulse Survey Results >

<https://www.kpmg-institutes.com/institutes/shared-services-outsourcing-institute/events/2016/01/2015-refm-survey-results.html>

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after thorough examination of the particular situation.

© 2016 KPMG LLP, a Delaware limited liability partnership and the U.S. member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in the U.S.A. The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.



M&Aにおける無形資産と移転価格税制

はじめに

これまで数多くの日系企業による海外企業又は事業の買収（以下、“M&A”）が行われてきました。海外事業展開を迅速に進めるにあたり、海外企業または事業を買収することは、多くの場合有効な事業展開の手段の一つである一方で、海外企業またはその事業の一部との経営統合の難しさに直面してきました。企業文化や事業の方針の違いなどから、管理面においても様々な困難に直面してきました。特に、会計や税務面の整理は、M&A後の体制如何に関わらず、オペレーションを行う上で避けては通れません。中でも日本を含む世界の多くの国々で導入されている移転価格税制においては、買収後のオペレーション上において、関連者間の取引価格を適切に管理することが求められるため、取引フローや費用の負担関係、各国に所在する子会社の機能やリスクの負担関係を整理する必要があります。本稿では、特に税務上問題となりやすいM&Aにおける無形資産の管理につきまして、国際税務の最重要項目の一つである移転価格税制の観点から説明します。

税務上の無形資産とは

税務上の無形資産の定義は、会計帳簿上に記載される無形資産とは必ずしも同一ではなく、その具体的な範囲や価値評価を含む無形資産の定義については不明確な点が多いのが実態です。移転価格税制上、無形資産は、企業活動における利益の源泉の主要因と考えられており、国際的な課税所得のグループ会社内における分配を決定する重要な要素となっています。

OECDやG20を中心に議論が進められてきた税源浸食と利益移転（Base Erosion and Profit Shifting、以下“BEPS”）プロジェクトにおいても、無形資産をどのように捉え、定義すべきかという難題が、重要な議論のひとつになっています。OECDのBEPS行動計画に関する最終報告書（以下、“BEPSに関する最終報告書”）においては、無形資産は「有形資産又は金融資産でないもので、商業活動における使用目的で所有又は管理することができ、比較可能な独立企業間の取引において、その使用又は移転に際して対価が支払われるような資産」という幅広い定義がなされました。OECDにおけるBEPSの議論には利益が相反する可能性のある様々な国が関与しており、また実際には産業や個々の事業環境等ごとにユニークな無形資産が形成されるため、無形資産を厳密に定義するのは困難と言えます。各国の無形資産に関する移転価格税制上の規定やその解釈においても、必ずしも個々の具体的な事案に落とし込めるレベルでの統一的な見解が明確に示されているとはいえないため、無形資産の捉え方については国際的に軋轢を生じさせる課題となっています。

無形資産の課題

無形資産から生じる課税所得の分配についての移転価格税制におけるもっとも一般的な考え方は、相対的に付加価値の低い活動に対して相応する低い課税所得を配分し、残った課税所得を重要な無形資産を有する拠点間で分け合う（または独占）するというものです。したがって重要な無形資産の所在地が低税率国であれば（又は無形資産の所在地を意図的に低税率国に移すことによって）、当該低税率国に多大な課税所得を分配することで、グローバルにグループ会社全体での実効税率を低下させることが可能となります。OECDにおけるBEPSの議論の中で、注目すべきポイントの一つとして、法的権利の所有や資金提供のみでは、その無形資産から生じる課税所得の分配を十分に期待することができない、という点を明確にしていることが挙げられます。日系企業と米国企業では、親会社所在地の税制や税務当局の考え方、企業文化の違いなどもあり、概して日系企業が一部の米国企業のように積極的な税務戦略に基づき税負担を極端に軽減していたわけではありませんが、BEPSの議論は日米企業を問わず、無形資産に関する税務戦略に影響を与えることが予想されます。

無形資産の定義や考え方に加えて、BEPS行動計画では情報開示についても議論しています。特に今後各国において導入される新移転価格文書化規定においては、企業の移転価格分析に関連する幅広い情報の開示が求められており、日系企業においてもグループ会社全体のオペレーション、バリューチェーンの把握、無形資産の所在、経済的実態に関する詳細な分析、文書化が必要となりました。移転価格の妥当性を税務当局に説明するにあたり、想定される大きな問題として、国家間の利益相反があります。自国にある利益の源泉（例えば、技術やノウハウ、天然資源、ブランド、販売市場など）を税収に結び付けたいと考える国家（税務当局）の立場からすれば、その国の状況に応じて、自国にある利益の源泉をより重視した見解が導かれる可能性があります。そのため、自社の移転価格の妥当性を税務当局に説明する際には、当該税務当局以外の各国税務当局の視点も考慮しておくことが重要となります。更に、BEPSの議論において無形資産のあり方やその情報開示についての議論がなされたことにより、特に租税回避を意図しない取引についても、企業はグループ会社全体のオペレーションや重要な無形資産を有する拠点の経済実態についての説明責任を負うことになることには注意が必要となります。企業は、BEPSに関する最終報告書の新移転価格文書化規定（例、マスターファイルや国別報告書）に基づき開示した上で、重要な無形資産の所在地を含む移転価格のグローバルな実態像と自社の移転価格の妥当性を各国税務当局に対して説明していくことになります。特に、相対的に低税率国との間で無形資産取引を行っている場合や、近い

将来そのような取引を計画している場合、さらには、M&Aによって意図せずとも無形資産が各国に分散してしまった場合等に、今後どのような対応が求められるか、という点には注意しておく必要があります。

BEPSにおいて、無形資産の定義や経済的実態の説明にあいまいな部分が残っているにもかかわらず、新移転価格文書化規定は、無形資産に関する種々の説明責任を企業側に要求することになり、各国の税務当局もこれらの情報にアクセスできるようになるため、今後の対応については慎重に期すべきものと考えられます。

無形資産取引に伴う経済実態

無形資産取引に関する経済実態の有無に関する議論は、租税回避と密接に関連するテーマであることから、BEPSやOECDの議論のみならず、税務訴訟の場においても議論されてきた重要な論点といえます。BEPSに関する最終報告書を受けて、グループ会社全体の経済実態と不適切な納税実態については、世界的に意識が高まってきており、今後、日系企業に対しても無形資産の所在地及びその経済的実態と、課税所得の分配の相関関係については、各国税務当局によって厳しく調査されるようになる可能性があります。

重要な無形資産を保有する関連者としての経済実態を考える上で、無形資産の開発、改良、維持、及び保護に関する機能の所在地が重要となります。BEPSの議論においても、これらの活動に従事し、かつ無形資産の形成に対する費用を負担している関連者を、無形資産の経済的所有者としてしています。ただ一方で、先に述べたとおり、BEPSに関する最終報告書においても、いまだに無形資産に関する明確な定義や基準が設定されておらず、また、各国税務当局はBEPSの議論を最終的には独自に自国の移転価格税制に反映させますので、最終的な解釈や移転価格税制上の運用は、各国ごとに異なることとなります。従って、移転価格税制上の無形資産の問題を説明していく場合、税務当局が要求する内容は、個々の企業、ビジネスのみならず、対する税務当局ごとに異なると想定されます。例えば、IT関係のビジネスであれば、無形資産の経済実態及びその所在地の判定においては、各国税務当局ごとに、開発計画の意思決定者や開発の指揮を担うエンジニアの所在地、ローカルの技術者の所在地、外部委託技術者の管理機能の所在地、プロジェクトの管理機能の所在地など、多岐に渡る要素のうち、それぞれの税務当局が異なる要素を重要な判定要素として挙げて来る可能性があります。

また、無形資産の議論は必ずしもテクノロジーに限定するものではなく、例えばブランドに関する戦略立案や管理、認知度向上のためのマーケティング、他社との重要な提携交渉、主要顧客と契約なども含まれます。これらの無形資産を含め、企業が重要な価値を生む活動に従事している場合には、適正な分析を行い、経済的実態を含む事実関係を的確に説明できるようにしておくことが肝要と考えられます。

一方、M&Aの際には、後述する費用分担契約(以下、“コストシェアリング”)という手法を用いて関連者間で無形資産を共有することで、無形資産の経済的実態や価値評価などの問題をクリアしやすくなる可能性があります。しかしながらコストシェアリングを採用した場合の実際の事業運営体制などに一定の制約が生じる場合もありますので、被買収企業の管理体制なども含め、買収時の無形資産戦略については、よく検討しておく必要があります。

海外M&Aに伴う無形資産の所在

海外M&Aに伴う無形資産の所在については、買収形態を買収対象企業の株式を購入し会社ごと譲り受けるケース(株式譲渡)と、事業資産を切り出して譲り受けるケース(事業譲渡)に分けた場合において、それぞれ取り扱いが異なりますので留意が必要です。

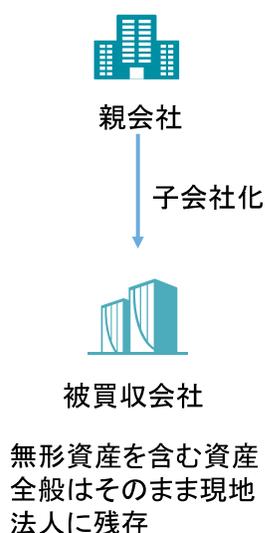
● 株式譲渡

株式譲渡の場合、被買収会社の株式を他の株主から譲り受けることとなります。例えば日系企業が米国企業を買収した場合、米国法人はそのまま存続しつつ、株主が日系企業になります。米国法人は無形資産を含む全ての事業資産を所有し続けるわけですから、被買収企業の有していた無形資産は基本的に米国にそのまま所在します。

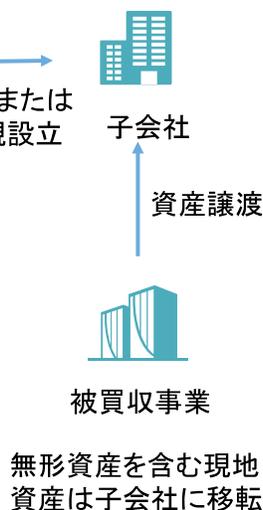
● 事業譲渡

事業譲渡の場合、現地の子会社が現地の被買収会社の事業を譲り受けるケースと日本の親会社が直接被買収会社の事業を譲り受けるケースがあります。米国に新規に子会社を設立、または米国の既存子会社を通じて被買収会社の事業譲渡を行う場合、無形資産は米国内で譲渡されるので、税務上も無形資産は米国に残ることになります。一方、例えば、日本の親会社が直接事業を譲り受ける場合、無形資産を除く米国事業に必要な事業資産のみを現物出資することで、日本の親会社に無形資産を帰属させることができます。

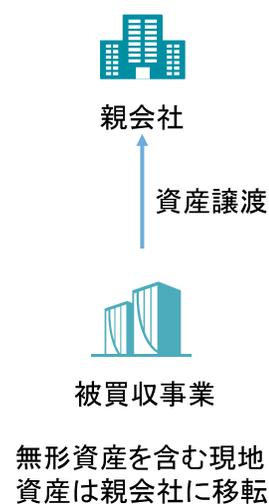
株式譲渡



資産譲渡①



資産譲渡②



日系企業が海外M&Aを実施した後にどのような移転価格方針で事業を運営していくかを検討するにあたり、無形資産の所在地は重要な論点となります。一般的に、十分なグループ会社全体で課税所得が出ている場合、無形資産の所在地¹に相応の課税所得を帰属させることが求められるため、M&Aを通じて取得した無形資産を日本へ帰属させるか、そのまま現地に残すか、またはM&Aを機に第三国へ移転させるか、といった選択は、その後の取引形態や課税所得の分配を決定する要因となります。また、無形資産のグループ会社内移転については、BEPSの議論に代表される租税回避に関する重要なテーマのひとつであり、無形資産の適正な価値評価や、経済的実態との整合性がおもな論点となっています。無形資産の価値評価方法については、BEPSプロジェクトでも議論がなされていますが、どのような評価方法を採用した場合においても、不確実性を伴う無形資産の価値をどのように決定するかについて、明確な解決策を求めることは容易ではありません。しかしながら、M&Aを行った場合、譲渡価格を各購入資産項目に配分するパーチェス・プライス・アロケーション(以下、“PPA”)を通じて、第三者との取引価格(市場価格)をベースに無形資産の価値が一定程度特定できるため、厳密には移転価格税制における評価方法とは異なりますが、評価金額の妥当性を説明する際の基準となり得ると考えられます。会計と税務の視点の違い、並びに無形資産移転と評価のタイミングのずれなどの個別事情により確認・調整すべき項目はありますが、無形資産の会計上の評価において依拠した情報を参考にできる可能性が高く、また事業再編の必要性を説明しやすいことから、M&Aを機にグループ会社内における無形資産の所在地を、事業戦略並びに税務戦略の一環として、再構築することを検討する会社も少なくありません。

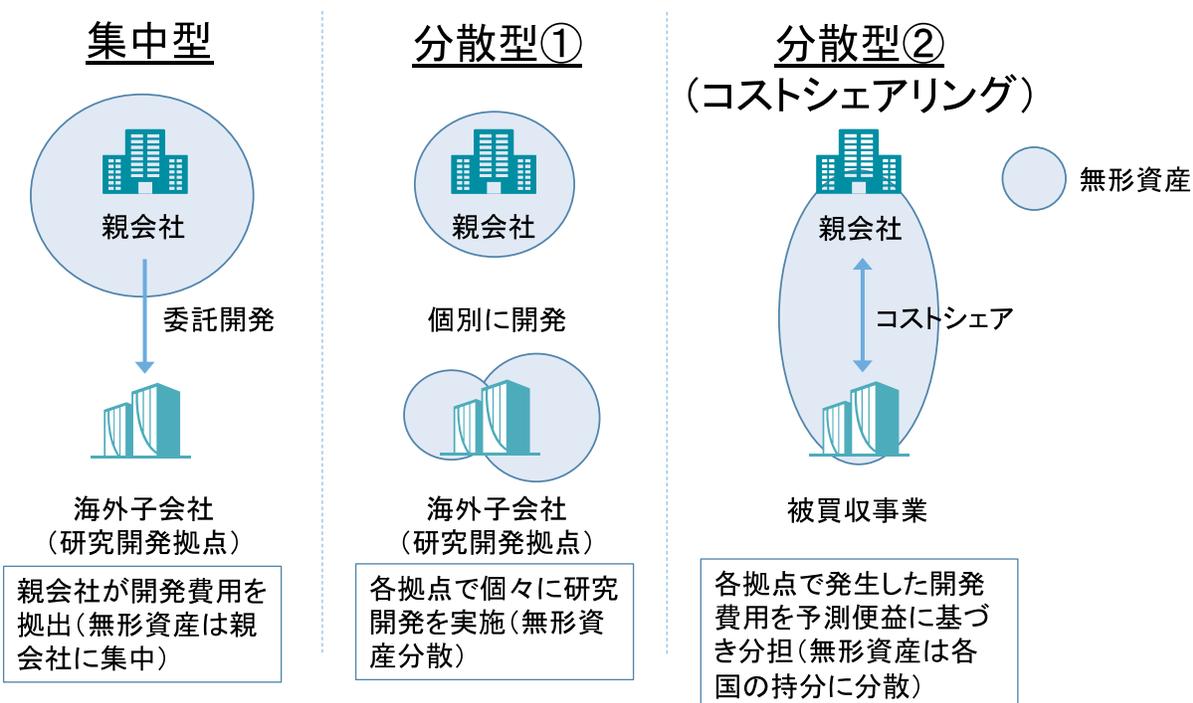
無形資産管理

日系企業が海外の企業を買収した際の無形資産の管理方法には幾つかありますが、最もシンプルな無形資産の管理は、日本の親会社が被買収会社の無形資産を引き受けることで、無形資産を日本に一極集中させる形態(「集中型」)があります。このような場合には、その後の無形資産が分散されることを防ぐために、買収後は海外の研究開発拠点に対して、

親会社からの研究開発の委託という取引形態を採用するのが一般的です。この場合、フローや取引形態が比較的シンプルになり、移転価格の管理がし易いというメリットがありますので、日系企業の無形資産管理方法としては典型的といえます。ただし、M&A時に無形資産を日本の親会社に移転するという難しい問題に対応する必要があることと合せて、海外開発拠点の適切な管理体制の構築が必要となること、親会社に投資負担や研究開発リスクが集中することにより、税務面においては継続的な欠損金の発生などの問題が起こることがあります。例えば研究開発リスクが高く、大きな投資負担が継続する場合、関係者間の課税所得の分配が一方に大きく偏ることで、結果としてグループ会社全体での過剰な税負担等の問題が生じるケースもあります。

一方、海外拠点に事業権限を移譲する、研究開発を含む事業上のリスクを負担させる、業績評価の透明性を図るなど、ビジネス上の理由からあえて無形資産を集中させないケース(「分散型①」)もあります。ただし、事業環境の変化により、分散した無形資産が相互に影響し始めたり、複数拠点が参加する共同研究開発などが行われてくると、個々の無形資産の価値評価、経済的実態、所在地が複雑となり、移転価格リスクが生じる可能性が高くなります。特に、技術やブランド等の重要な無形資産を獲得し、既存の事業の間とのシナジー効果を求めてM&Aを行ったにも関わらず、被買収会社の無形資産をそのままにしておいた場合、このような問題が生じやすいため、特に注意が必要です。

また、コストシェアリングを通じて、無形資産創出にかかる費用を関係者間で分担し、無形資産の所有を複数拠点間で共有するケースもあります(「分散型②」)。無形資産を共有することで、投資にかかるリスクとコストを分散するのがおもな目的ですが、研究開発における事業戦略とも合致することが多く、今後、日系企業によるコストシェアリングの活用は増えていくことが予測されます。ただし、コストシェアリング自体は比較的複雑な仕組みであるなか、特に低税率国とのコストシェアリングについては、日本を中心に税務当局の目にも留まりやすい可能性があり、事前に十分な検討をしておくことが望ましいといえます。



¹ BEPSプロジェクトでは、無形資産の開発、改良、維持、及び保護に関する機能の所在が無形資産の経済的所有者を特定する上で重要となります。

上記に挙げた主要な方法以外にも、複数の方法を合せた方法や、様々なライセンス契約を用いる方法を含むと、無形資産の管理方法は様々ではありませんが、企業の事業目的や課題に応じて最適な管理方法が異なることから、自社の無形資産管理方法については、綿密に検討することが推奨されます。特に、M&Aに伴う事業再編時においては、事案ごとの個別事情に基づき、M&Aの目的や買収後の事業運営体制を考慮して長期的な視点で最適な無形資産管理方法を検討すべきでしょう。

例えば、同事業領域に属する小規模なベンチャー企業を買収する場合においては、グループ内の相対的な無形資産の価値を考慮し、無形資産を親会社に集中させるケースが多くあります。この方法は、税務上の管理が簡易なだけでなく、被買収子会社を親会社が集中管理する事で、無形資産に関する事業戦略を親会社が一元的に策定するというビジネス上の意図とも合致しますが、一方で、買収後は被買収子会社に対して、親会社から研究開発の委託という取引形態を取ることで、被買収子会社に一定の利益率を保障するという最も一般的な移転価格管理手法を用いると、被買収子会社の業績評価は難しくなり、人事評価の透明性が損なわれるケースもあります。比較的大きな無形資産を有する企業を買収し、引き続き当該被買収企業に独自の研究開発を継続させる場合には、無理に無形資産を親会社一極に集中させるよりも、無形資産を分散させておく事で無形資産の管理がうまくいくこともあります。M&Aに伴う無形資産の管理は、なぜその買収を行ったか、将来どのように事業展開を行うかといった事業戦略と密接に結びついてくるため、税務戦略を意識しすぎて事業に支障をきたすことが無いように注意をする必要はあります。M&Aにおいては、個々の事案の事情をよく勘案した上で、事業戦略に沿った、無形資産の管理を適切に行うことが肝要です。

コストシェアリング

グローバルなビジネスを行う企業においては、税務戦略のみならず、研究開発費の資金管理、研究開発リスクの分散、よりマーケットに近いところでの研究開発の必要性、研究開発における優秀な人材の確保等の様々な理由により、無形資産創出にかかる活動や研究開発費負担についてコストシェアリングを用いるケースが多くあります。

日本や米国などの主要国で適格と認められるコストシェアリングを通じて無形資産をグローバルに管理する場合、無形資産形成に関するコストは、コストシェアリングに参加する他国に所在する関係者の間で、それぞれの将来の予測便益に応じて負担することになり、結果として形成された無形資産の経済的所有権を分け合うこととなります(特許などの法的所有権が必ずしも共有されるわけではありません)。移転価格税制上、無形資産の持分に応じて、相応の事業収益を無形資産所在国にそれぞれ分配することができるため、コストシェアリングが比較的適用しやすい税制が整っている米系企業は積極的にコストシェアリングを活用しています。米国ではコストシェアリングに関する規定が§1.482-7に詳細に記述されており、細かなルールが定められている一方で、日本では、移転価格事務運営要領に「費用分担契約」として一定の記載がありますが、そのルールや運用要件の程度については、たとえばコストシェアリング開始時及び終了時における無形資産の清算(一般的にバイイン、バイアウトと呼ばれます)に関する明確な指針が示されていないなど、相当程度の曖昧さが残るルールとなっています。注意すべき点としては、日本の税務当局の視点が必ずしも米国税務当局と同様ではなく、またその他の税務上規則が異なることから、米国企業と同様のアプローチで日系企業がコストシェアリングを行うことは必ずしも有効ではない可能性があります。

日系企業の対応

実際に日系企業においても既にコストシェアリングを長期に渡り活用し、税務戦略上の目的のみならずビジネス上の目的を同時に達成している企業や、あえてコストシェアリングという形態をとることはなくとも、研究開発の段階や適用対象地域を基準にして無形資産の区分を行い、親会社と海外子会社の役割を明確に整理することで、海外子会社が無形資産に投資する際の仕組みを作っている会社もあります。ただ一方で、税務上の無形資産についてなんら戦略的な対処を行わず、M&Aなどを通じて結果的に無形資産の所在地が各国に分散してしまい、移転価格管理がより困難になってしまうケースが散見されます。特に、M&Aにより分散した無形資産の経済的実態とその所在地が曖昧な状況で、買収した事業が将来大きな成功を収め潤沢な利益を生じさせた場合、又は逆に、業績が悪化し大きな損失が生じてしまった場合、それぞれの利益や損失をどのように分配するかを決定する事は難しくなり、結果、移転価格リスクを含む管理上のリスクが非常に高くなり特に注意が必要です。

日系企業の場合には租税負担の軽減を目的とした無形資産管理体制の構築という側面だけではなく、自社のビジネスの特徴を踏まえた上で、事業運営体制との親和性を考慮して、適切な無形資産管理を行うことが重要であるように思われます。多くの日系企業の実態を踏まれば、経済実態のないアグレッシブなタックスプランニングが実践されているケースは多くないと想定されますが、海外の企業買収などを機に被買収会社のアグレッシブなタックススキームを引き継ぐことになるケースもあります。M&Aを機に無形資産の管理方法を再検討し整理するケースもあれば、被買収企業の無形資産はそのまま切り離しておき、新規に創出される無形資産の管理のみに重点を置くケースなど対応は様々ですが、個別の事情に基づいて、そもそも無形資産を引き継ぐことが可能なかどうかも含め種々の精緻な分析、検討が重要となります。

2016年度の税制改正において、日本でもBEPSの議論を受けた新移転価格文書化規定によりマスターファイルや国別報告書の作成が義務化されました。また、マスターファイルには、バリューチェーンの概要を図表等で纏めて記載することも求められています。この新移転価格文書化規定の導入は、グループ会社全体のバリューチェーンにおいて無形資産がどこでどのように創出、管理されているのか、また、その経済的実態をどのように税務当局に説明していくべきか、今一度考え直してみる良い機会になるかもしれません。また、これを機に、二国間事前確認制度(以下、“APA”)を活用して無形資産に起因する税務リスクを排除することも選択肢として考えられるでしょう。BEPSの議論等において無形資産に関する議論が更に活発に行われているように、移転価格税制を取り巻く環境は変化しているなかで、日系企業による海外企業の買収が引き続き増えてきている昨今においては、M&Aに伴う無形資産が、グループ会社全体のバリューチェーンにどのような影響が及ぼすかについて、よく検討しておくことが肝要になります。

おわりに

米国企業では税務コストの削減を含む財務戦略全般がCFOの評価に直結することが多く、税務戦略を専門とする人員が社内に確保されているばかりでなく、M&Aに際しては外部リソースも積極的に利用してビジネス上の戦略に添う税務戦略を練るケースが多いようです。これに対し、日系企業では一般的に、税務はコンプライアンスの一環で、コストセンターであると考えられている傾向が未だ根強いいため、なるべく少ないリソースで運営しているケースが多いようです。特に、移転価格を含む国際税務の対応並びに税務戦略の立案に割けるリソースが限定的であることが多いようです。M&Aを実施する際に税務戦略を長期的な視点で事前に検討していると、M&A後には迅速に会社の方向性に見合った企業形態、取引形態に移行し易くなります。無形資産管理を含む税務戦略は、取引フローやグループ間の契約管理、取引価格はもちろんのこと、親会社の管理支配力や従業員のモチベーションに至るまで幅広く影響が及ぶ可能性があります。またM&A後の管理体制を早期確立することにより、事業運営がビジネスに溶け込み易くなる点は、見逃せません。多額の投資を伴うM&Aを成功させる要因の一つとなりうる無形資産に関する税務戦略について、今一度検討する機会をもってみてはいかがでしょうか。

Contacts



仲 知威

マネージングディレクター
エコノミック・バリュエーション・サービス
KPMG LLP
E: tnaka@kpmg.com



岩城 成紀

シニアマネジャー
エコノミック・バリュエーション・サービス
KPMG LLP
E: siwaki@kpmg.com



森 雅史

マネジャー
アドバイザー・サービス／グローバル・トランザクション
KPMG Tax Corporation
E: masashi.mori@jp.kpmg.com

ご質問

本稿に関するご質問はKPMGの貴社担当チーム、あるいは各記事に記載されている担当者までご連絡ください。

The information contained herein is of a general nature and based on authorities that are subject to change. Applicability of the information to specific situations should be determined through consultation with your tax adviser.

This article represents the views of the author only, and does not necessarily represent the views or professional advice of KPMG LLP.

© 2016 KPMG LLP, a Delaware limited liability partnership and the U.S. member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in the U.S.A. The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.



Jnet newsletter

U.S. business update for Japanese companies



会計・監査アップデート

「会計・監査アップデート」では、毎号、米国の会計・監査に関する基準やその他の動きで、在米日系企業の皆様に関心があると思われる事柄に関する最新情報を提供しています。詳細は、当社 Department of Professional Practice 発行の『Defining Issues』をご参照ください。

<http://search.kpmginstitutes.com/?bigi=1&q=Defining+Issues&x=0&y=0>

FASB-ASU案「確定給付制度に関する開示規定の改訂」とFASB-ASU案「期間年金費用及び退職後給付純期間費用の表示の改善」を公表

FASBは、2016年1月26日に、確定給付制度及び他の退職後給付制度に関する開示の改訂案、並びに純期間給付費用の財務諸表における表示の改善案についてそれぞれ会計基準更新書 (Accounting Standards Update, ASU) 案を公表しました。

[Go to Defining Issues 16-3 >](#)

<http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2016/defining-issues-16-3-fasb-benefit-plan.pdf>

[Go to Defining Issues 16-4 >](#)

<http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2016/defining-issues-16-4-fasb-net-benefit-cost.pdf>

FASB-収益認識に関する基準書の改訂に関するASU案を再確認し、開示を軽減する可能性について討議

FASBは、2016年2月10日の会議において、収益認識に関する基準書の基本原則を変更することなく実務上の適用を促進するため、2015年9月30日に公表した限定的な改訂及び実務上の簡便法に関する会計基準更新書 (Accounting Standards Update, ASU) 案を再確認しました。FASBは、この基準書のもとでの開示の軽減を拡大するための提案についても討議しました。

[Go to Defining Issues 16-5 >](#)

<http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2016/defining-issues-16-5-fasb-revenue-relief.pdf>

FASB-新リース基準によりリースを貸借対照表に計上へ

FASBは、2016年2月25日に、会計基準更新書 (Accounting Standards Update, ASU) 第2016-02号「リース」を公表しました。このASUは、借手 (lessee) がほとんどのリース資産をオンバランスで認識する新しい時代の到来を告げるものです。この新基準により、借手が報告する資産及び負債が (一部のケースでは著しく) 増加することになります。貸手 (lessor) の会計処理は、従来のU.S. GAAPからほとんど変更されません。

ASU第2016-02号は、公開営利企業、特定の非営利企業及び特定の従業員給付制度に対して2018年12月16日以降開始する会計年度及びその会計年度の期中会計期間から適用されます。他のすべての企業に対しては2019年12月16日以降開始する会計年度、及び2020年12月16日以降開始する会計年度の期中会計期間から適用されます。ASU第2016-02号は、すべての企業に対して修正遡及法による移行が義務づけています。

[Go to Defining Issues 16-6 >](#)

<http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2016/defining-issues-16-6-leases-asu-842.pdf>

EITF-制限付預金の表示に関するコンセンサス案を承認

FASBの発生問題専門委員会 (Emerging Issues Task Force, EITF) は、2016年3月3日の会議において、キャッシュフロー計算書における制限付預金 (restricted cash) の表示に関する以下のコンセンサス案 (EITF論点16-A) を承認しました。

FASBは、今後の会議においてこのコンセンサス案の承認について検討する予定です。

[Go to Defining Issues 16-7 >](#)

<http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2016/defining-issues-16-7-eitf-consensus-for-exposure.pdf>

FASB—ASU第2016-03号「適用日及び移行措置に関するガイダンス」を公表

FASBは、2016年3月7日に、会計基準更新書 (Accounting Standards Update, ASU) 第2016-03号「適用日及び移行措置に関するガイダンス」を公表しました。このASUにより、非公開企業審議会 (Private Company Council, PCC) が策定した非公開企業のための4つの代替的な会計処理の適用日が削除されます。このASUは即時に適用され、非公開企業は、任意の会計年度の期首に、PCCの代替的な会計処理のいずれかを、妥当性の評価を行わずに選択することが認められます。

[Go to Defining Issues 16-8 >](#)

<http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2016/defining-issues-16-8-private-alternatives.pdf>

FASB—持分法の遡及適用を廃止

FASBは、2016年3月15日に、会計基準簡素化への取り組みの一環として、会計基準更新書 (Accounting Standards Update, ASU) 第2016-07号「持分法会計への移行の簡素化」を公表しました。このASUは、投資者の投資先に対する所有持分 (または影響力の程度) の増加により当該投資先への持分法の適用が必要となる場合に投資者が持分法を遡及的に適用するとして規定を削除しています。

[Go to Defining Issues 16-9 >](#)

<http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2016/defining-issues-16-9-equity-method-asu-2016-07.pdf>

FASB—ASU第2016-08号「本人か代理人かの検討 (収益の総額表示か純額表示)」を公表

FASBは、2016年3月17日に、収益認識に関する新たな基準書における本人か代理人かの検討に関するガイダンスを改訂するASU第2016-08号「本人か代理人かの検討 (収益の総額表示か純額表示)」を公表しました。このASUは、本人か代理人かの検討において、財またはサービスが顧客に移転する前に企業がそれらの財またはサービスへの支配を有しているか否かに注目しなければならないことを明確にしています。

[Go to Defining Issues 16-10 >](#)

<http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2016/defining-issues-16-10-principal-agent-asu-2016-08.pdf>

連絡先



前川 武俊
KPMG LLP
監査部門パートナー
E: tmaekawa@kpmg.com

ご質問

本稿に関するご質問はKPMGの貴社担当チーム、あるいは各記事に記載されている担当者までご連絡ください。

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after thorough examination of the particular situation.

© 2016 KPMG LLP, a Delaware limited liability partnership and the U.S. member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in the U.S.A. The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.



Jnet newsletter

U.S. business update for Japanese companies



税務アップデート

「税務アップデート」では、米国の税務に関する立法、司法、行政動向のうち、在米日系企業に影響が大きいと思われるものについて最新情報を提供しています。

2016年4月

規則案：「インバージョン」およびアーニングス・ストリップング：新たな事業税改正フレームワーク

2016年4月4日、財務省およびIRSは、「内国歳入法第7874条および第367条を回避するように構築された」取引および一定のインバージョン後の租税回避取引について取り扱っている暫定規則(T.D. 9761)、ならびにその相互参照先として規則案(REG-135734-14)を連邦公報に掲載しました。

204ページにわたるこの暫定規則は、外国企業によって直接的または間接的に資産を取得された一定の国内企業および国内パートナーシップならびに当該国内企業および国内パートナーシップに関連する一定の個人を対象としています。

財務省はこれに関連して、この暫定規則および規則案の目的は、アーニングス・ストリップングへの対応も含め、企業のタックス・インバージョンによる恩恵を制限し、タックス・インバージョンを実施する企業数を減らすことであると発表しています。財務省の説明にもあるように、企業はインバージョン取引によりその事業活動に大きな変化をもたらすことなく税務上の居住地を移転し米国の税金を回避します。インバージョン後も、こうした企業の多くは米国に所在することによる恩恵を享受し続けます。

今日の財務省の発表の中で説明されているこの規則の概要は以下のとおりです。

- 最近行われたインバージョンや米国企業の買収取引に帰属する外国の親会社の株式を考慮しないことにより、インバージョンを制限する。これは、株式ベースの取引により複数の米国企業を取得する外国企業(直近のインバーターを含む)が、将来的な米国企業の取得の際に適用される現行のインバージョン閾値を回避する目的で規模を拡大することを阻止するためです。

- アーニングス・ストリップングについて以下の方法で対応する。(1)米国内において新たな投資を行うことなく関連会社からの借入を増加させることにより、多額の支払利子控除を生じさせる取引を対象にする。(2)IRSの税務調査に際し、負債性金融商品の全体を負債または資本のいずれかに分類するという現行の制度に代わり、部分的に負債と資本に分けて分類することを認める。(3)特定の大企業に対し、関連会社の金融商品を負債とする評価に関する事前のデューデリジェンスと文書化を義務づけることにより、より綿密なデューデリジェンスとコンプライアンスを可能にする。もしこれらの要件が満たされない場合、この金融商品は税務上、資本として取り扱われる。
- 財務省が2014年9月および2015年11月に公表した2つの規則案を最終化する。

財務省はインバージョンについて、さらなる対処法を模索しています。

ミシガン州：裁判所がユニタリーグループ構成に関する州財務省のガイダンスを無効化

最近、ミシガンの控訴裁判所は、ユニタリーグループの枠組みにおいて間接的所有は連邦法における「みなし所有」と同じであるかどうかについて判決を下しました。この案件の当事者は2つの企業と1つのリミテッド・パートナーシップでした。ユニタリーグループに関するミシガン事業税(MBT)テスト(2012年から法人所得税の目的でも適用される)では、グループメンバーの中の1社が直接的または間接的に他のメンバーの所有持分の50パーセント超を所有または支配していることが要件になっています。ユニタリー事業グループのコントロールテストについて取り扱っている歳入行政公報RAB第2010-01号では、州財務省はある集団が所有および支配に関するテストの要件を満たしているかどうかを判断する際に、内国歳入法第318条の種類の帰属ルールを採用しています。RAB第2010-01号に概略が記されているこ

のテストを適用し、州財務省はこれらの当事者たちがユニタリーグループを構成していると判断しました。納税者はこの判断に対して異議を申し立てました。

当事者たちはいずれの事業体も他社の50パーセント超を保有していないことについては合意していたため、裁判における争点は十分な間接的所有または支配が存在するかどうかという点でした。MBT法では間接的所有の定義がなされていませんが、同法の中で用いられ、かつ異なる意味の定義がなされていない用語は、連邦法の中の同等の文脈において用いられる場合と同じ意味を持つと認められました。第一審裁判所は、直接適用可能な連邦法の規定はないとしつつも、状況的に最も類似している規則は、米国株式保有者に対して被支配外国企業の所得を申告書に含めることを求めている国際税務規則であるとの判決を下しました。これらの連邦規則は、州財務省がRABに適用した内国歳入法第318条における帰属ルールを採用していることから、第一審裁判所はこれらの当事者はユニタリーグループであるとの判決を下し、これに対して納税者は控訴しました。

控訴裁判所は、間接的所有テストの要件が満たされているかどうかを判断する際に財務省の内国歳入法第318条を適用したことについて棄却しました。控訴裁判所は、MBT法では、法令上で定義されていない用語を定義する際には連邦税法を適用するよう義務付けているものの、連邦税法上の背景とミシガンの案件における背景が比較可能なものでなければならない点を強調しました。控訴裁判所は、法的擬制である「みなし所有」と「間接的所有」は「比較可能な背景」には該当しないとの判断を下しました。さらに、連邦法の法規制には間接的所有とみなし所有は二つの異なる概念であることを示す多くの例が含まれていました。内国歳入法には連邦法と比較可能な背景が存在しないため、控訴裁判所は「間接的所有」に関して「通常の場合において一般的に認識されている意味」を適用し、最終的に、間接的所有は法的擬制に基づく所有ではなく、媒介を通じた所有を意味すると定義しました。控訴裁判所は、これらの当事者たちはユニタリーグループではないとし、納税者による略式判決の申立てを認めました。

2016年3月

規則案：FBAR報告に関する変更

米国財務省の金融犯罪取締ネットワーク(FinCEN)は、「外国銀行および金融口座に関する報告」(FBAR)に関する銀行秘密法を導入する規則の改正案が公告されると発表しました。

規則案の内容は以下のとおりです。

- FBAR規則を修正し、会社または事業体の役員および従業員が、外国金融口座に関して署名権か他の権限を有しているが、その口座との経済的利害関係がなく、あくまで業務上の理由によるもので、かつその雇用者に外国金融口座について報告するFBAR提出義務がある場合には、これらの役員および従業員に対する当該口座の報告義務を撤廃することにより、特定の米国個人に対する免除規定の対象範囲を拡大し、内容を明確化する。
- 米国人が25を超える外国金融口座に対して経済的利害関係または署名権限を有している場合に、限られた口座情報を報告することを認めている特別ルールを撤廃し、FBARの提出義務を有するすべての米国人に、FBARの対象となるすべての外国金融口座に関する詳細情報の報告を義務付ける。
- 各機関に対し、外国金融口座に関して署名権限または他の権限を有する役員および従業員のリストを保持し、FinCENおよび法執行機関の要請に応じて利用可能にすることを要請する。
- 2017年度のFBAR報告書の提出期限の変更やFBARの電子申告を反映する改正等、その他の変更を行う。

提出期限

FBARは暦年基準の報告書であり、2015年度のFBARの提出期限は2016年6月30日です。ただし、最近の法律制定で変更されたとおり、暦年の2016

年よりFBAR報告の提出期限は報告最終日である12月31日の翌年の4月15日となります。過去5年間においてFinCENの各種の通知により認められた延長についてはこの規則案では言及されていません。

規則案の注釈において、FinCENは「これまで認められてきたFBAR延期に関する規則案の効力について最終規則の中で決定する必要がある。」と記載しています。この規則案には発効予定日は記載されていません。

ルイジアナ州：新しい法人所得税、フランチャイズ税、売上税に関する法律

ルイジアナ州の特別立法議会は、2016年7月1日に始まる会計年度の財政赤字に対処するための措置として増税および支出削減(ほとんどが一時的なもの)に合意して閉会しました。

法人所得税およびフランチャイズ税

法人所得税とフランチャイズ税の規定における措置は以下のとおりです。

- 銀行から受領する配当に関する配当控除を復活させる。
- パススルー事業体の持分を通じてルイジアナ州で事業を行うすべての会社にフランチャイズ税が適用されるよう適用範囲を拡大し、また「会社」の定義を修正する。
- 欠損金(NOL)の繰越控除に限度額を設け、2015年7月1日以降に提出される申告書からルイジアナ州における純利益の72パーセントに相当する金額を限度とすることを明確化する。
- 関連者間で発生した費用に関する損金不算入規定を採用する(加算規定)。
- 過年度のNOLを適用する順序を変更する。
- 税額控除の適用順序に関する規定を設置する。

- エンタープライズ・ゾーン控除額を減額し、ホテルを適用対象から除外する。
- 連邦所得税納付額の法人所得税控除を廃止するよう州憲法を改正することについて有権者に投票を認める。

売上税および使用税

議会はまた、州の売上税および使用税に関するネクサス・ルールの範囲を拡大する法案、州に代わり売上税および使用税を徴収および納付すること

に対するベンダー報酬額に限度額を設定する法案、およびこれまで売上税および使用税に関して認められていた免税額および控除額に限度額を設定する法案を可決しました。原則として、売上税および使用税に関するこれらの変更は2016年4月1日より適用となります。

また、2016年4月1日から2018年6月30日の期間については、1パーセントの売上税および使用税が州税として課されます。

2016年2月

IRSはAPMAがインドとの二国間APAを受け付けると公表

2月1日、IRSはAdvance Pricing and Mutual Agreement office (APMAオフィス)が米国およびインド間における二国間事前確認(二国間APA)の申請受付を2016年2月16日より開始すると公表しました。この2月中旬という日程は、インドにおける新会計年度の開始(4月1日)に向けて、納税者にAPAの申請を提出するのに十分な時間を与えるという配慮に基づき決定されています。

今回のIRSのリリース(IR 2016-13)の内容は、多国籍企業に対する課税における両国の政府間のつながりを強める重要な一歩を表しています。二国間APAにより課税に関する予測可能性が高まり、お互いの国で事業活動を行う際の不確実性の緩和につながります。

背景

2015年1月、米国およびインドの権限ある当局は、長期にわたり権限ある当局で検討されてきたインドの関連会社がIT対応サービスまたはソフトウェア開発サービスを提供している案件の解決に向けた枠組みについて合意したことを合同で発表しました。この合意を踏まえ、APMAは2015年3月に米国とインド間の二国間APAに関する事前相談(PFC)の申請の受付を開始しました。

米国およびインドの権限ある当局はすでに100件に及ぶ相互協議手続案件を解決し、さらに多くの案件が今年の初めに解決される予定であると報告されています。その後も両国の権限ある当局による案件解決が順調に進んだ結果、現在はIT対応サービス、ソフトウェア開発サービス、移転価格税制の基本原則に関連するその他の案件を対象とした二国間APAの申請を受け付ける準備が整っています。

第1445(a)条のFIRPTA源泉税率は2016年2月17日から15パーセントに引き上げ、IRSは様式8288および記入要綱を改正

2016年2月17日水曜日、第1445(a)条に基づく源泉徴収税率は「米国不動産持分」(USRPI)の譲渡により外国人が受領した金額の15パーセント(従来は10パーセント)に引き上げられます。第1445条には外国不動産投資税法(FIRPTA)に関連する源泉徴収税の規則が定められています。

2016年2月17日以降、外国人からUSRPIを取得する者(「源泉徴収者」)には、この外国人から譲渡代金に新税率の15パーセントを乗じた金額を徴収した上で、様式8288「外国人による米国不動産持分譲渡に係る米国源泉徴収税申告書」を使用して取得から20日以内にIRSに納付することが義務づけられます。この源泉徴収額を適時に納付しなかった源泉徴収者は、滞納額に加え、罰金や延滞利息についても連帯責任を負うことになります。

様式8288の改正

第1445(a)条で規定されているFIRPTA源泉徴収税の15パーセントへの引き上げと「2015年米国人を増税から守る法律」P.L. 114-113(PATH法)で変更されたその他のFIRPTA規定を反映するため、IRSは様式8288の新しいバージョン「外国人による米国不動産持分譲渡に係る米国源泉徴収税申告書(2016年2月改正)」および様式8288(2016年2月改正)の記入要綱を発行しました。

様式8288(2016年2月改正)の記入要綱には、第1445(a)条に基づく源泉徴収税の引き上げに関する説明、およびPATH法による改正のうち様式8288の提出者に影響を及ぼしうるFIRPTA規定に関連する内国歳入法の説明が記載されています。例えば、これらの記入要綱にはPATH法第323条によって新たに追加された適格外国年金基金に対するFIRPTA税および源泉徴収の免除に関する記載があり、適格外国年金基金または当該基金によって完全に保有されている事業体は様式8288で申告するFIRPTA源泉徴収税上の外国人にはあたらなとしています。

背景

内国歳入法第1445(a)条に基づく源泉徴収税率の15パーセントへの引き上げは、2015年12月18日(発効日)にオバマ大統領の署名により発効したPATH法の第324条によるものです。この引き上げは、PATH法発効日の60日後以降に行われる譲渡に対して適用されます。

米国モデル租税条約(2016年)

米国財務省は、租税条約の交渉に際して基準書として利用する改訂版「米国モデル租税条約」を公表しました。今回の公表は、2006年以来初めての米国モデル租税条約に対するアップデートとなります。

概要

財務省の公表によれば、2016年モデル租税条約には以下が含まれています。

- 脱税や租税回避を通じた非課税や税額軽減の機会を創出することなく、二重課税を排除することを目的とするいくつかの規定。ただし、優遇税制体制のもとで低税率や非課税の恩恵を受ける関連者への「移動性の高い所得(納税者がロイヤルティや利子といった損金算入可能な支払いを通じて容易に世界中に移転させることが可能な所得)」の支払いに関する源泉徴収税は軽減されない。
- 相互租税条約の交渉を通じて発展した技術的改善を反映するための改訂で、従来のモデルに対する大幅な変更を加えないもの。
- 条約相手国の国内法の変更により、条約に含まれる交渉済みの恩恵の当初想定されていたバランスや条約により二重課税を軽減する必要性について問題が生じた場合、必要に応じて条約締結国間で条約改正に向けた協議を行うことを義務づける新たな規定。
- コーポレート・インバージョンによる税務上のメリットを減少させる措置で、インバージョンを行う企業からの関連外国人への米国源泉所得の支払いに対する軽減源泉徴収税の否認。
- 租税条約の適用に関する税務当局間の争いは、法的拘束力のある強制仲裁措置を通じて解決することを義務づける規則。新モデル租税条約に含まれる仲裁の「ラスト・ベスト・オファー」アプローチは現行の4つの米国租税条約の仲裁条項および上院の助言と承認を待っている3つの米国租税条約とほぼ同じ内容となっている。

財務省は、2016年モデル租税条約には2015年5月に公表されたモデル租税条約改定草案に対するコメントが反映されていると報告しています。

技術解釈の公表予定

財務省は、2016年モデル租税条約に関する詳細な技術解釈を作成中で今春に公表予定であるとしています。モデル租税条約の前文では、第22条(恩典の制限)における「能動的取引または事業」テストに関する技術解釈の中で取り扱うべき特定の状況についてコメントを募集しています。本件に関するパブリックコメントの締め切りは2016年4月18日となっています。

通商法の一部としてインターネット接続料への課税禁止法が制定

2016年2月24日、オバマ大統領は、おもに貿易および関税に関する H.R. 644 法案「2015年貿易促進実施法案」に署名しました。またこの法律には、州や地方政府がインターネット接続料に対して課税することや電子商取引に対して複数の差別的課税を行うことを恒久的に禁止する規定が含まれています。新しい法律は、州や地方政府による現行のインターネット接続料への課税を2020年の6月まで認める「グランドファーザー条項」を含んでいます。

この法律に基づく措置により生じる税収減は、税関使用料および申告書の未提出に対する罰金の増額により賄われます。

背景

州および地方政府によるインターネット接続料への課税や、電子商取引への複数の差別的課税を禁止する法律は1998年に暫定的に制定されて以来その後何度も延長されてきました。1998年10月1日より前からインターネット接続料に対する課税を行っている州および地方政府は、「グランドファーザー条項」により2020年6月まで引き続き課税が認められます。

連結グループメンバーに関する移転価格調整

2月29日、連邦租税裁判所は、IRS長官が内国歳入法第482条に基づく権限に基づき納税者とその外国関連会社との間で移転される物品に係る報告価格を調整するにあたり、その移転価格調整と同時に連結グループ内の各被支配納税者の「真実の個別課税所得」を決定する必要はないという結論を下しました。連邦租税裁判所はさらに、IRS長官が取引種類ごとに個別に調整を行う代わりに、1つ以上の類似取引を合算して調整を行うことも認めています。これらの判決に伴い、連邦租税裁判所は納税者による部分的略式判決を求める申立てを却下しました。(判例: Guidant LLC v. Commissioner, 146 T.C. No. 5)

要約

納税者は連邦所得税申告において連結納税を行う米国企業です。訴訟の対象となっている年度において、納税者はその外国関連会社と取引を行いました。この取引には無形資産のライセンス許諾、製品の売買、およびサービスの提供が含まれていました。

IRSは、関連会社との取引から生じた所得が独立企業間原則に基づき配分されているかどうかを評価し、納税者による移転価格スタディや納税者から提供された財務データ等の情報に加えてその他の入手可能な公開情報を検討しました。

IRSは、所得は独立企業間原則に基づき配分されていないと判断し、納税者が報告した関連会社間の移転価格を調整しました。またIRSは調整額の全額を連結グループの親会社の個別課税所得に計上することで連結グループの「真実の連結課税所得」を決定しました(その結果グループの連結課税所得は増加)。IRSは子会社の個別課税所得については個別の調整を行わず、また有形資産、無形資産またはサービスのみに関連する調整額の金額についても特定しませんでした。

これに対し納税者は、IRSは(1)各被支配納税者の「真実の個別課税所得」を決定しておらず、(2)無形資産のライセンス許諾、物品の売買またはサービスの提供の各取引について個別の調整をしていないことを理由に、この調整は専横的で一貫性がなく、法律上不合理と主張して部分的略式判決を求める申立てを行いました。

連邦租税裁判所は、第482条とその関連規定によればIRS長官は第482条に基づく権限を行使するにあたり、移転価格調整と同時に連結グループ内の各被支配納税者の真実の個別課税所得を決定する必要はないとし、本日、納税者による略式判決請求を求める申立てを却下しました。

現政権の2017会計年度予算における税務関連規定

オバマ大統領は2016年2月9日、2016年10月1日から開始する会計年度における歳出と税金に関するオバマ政権からの提案を含む2017会計年度の予算教書を議会に提出しました。大統領予算教書のすべてについて、議会が採決はおろか成立させることは想定されていませんが、その予算教書には歳出および歳入の予算編成方針に関してオバマ政権が最適と考える方向性が示されています。

概要

大統領の提案する歳出額は4兆1,470億ドルです。歳出額は2015年超党派予算法により昨秋に改正された2011年予算管理法の強制歳出削減で規定される上限額を遵守するものとなっていますが、今後この上限額は引き上げられることが想定されています。

ホワイトハウスによれば、今年度の予算は10年間で2.9兆ドルの財政赤字を削減する計画となっています。このうち9,000億ドル超についてはキャピタルゲイン課税の変更と富裕層に対する優遇税制の縮小を通じて実現される予定です。またその他の削減措置として、国外事業所得に対する課税の変更(10年間で約8,000億ドルの新たな税収をもたらす見込み)や、その他の事業関連課税の変更(約3,370億ドルの税収の見込み)も盛り込まれています。

また大統領は、石油に対する新たな課金の賦課(10年間で約3,200億ドルの税収をもたらす)も提案しています。この新しい収入はCO2排出燃料への依存度が低い「クリーン」な輸送システムを構築するための複数省庁による計画の一部として輸送情報インフラに投資されることになっています。

今年度の予算教書では、オバマ大統領が以前から目標に掲げている法人税率の引下げや構造改革の実施、税制の抜け穴を塞ぐ対策といった内容を再度強調しています。大統領は2012年2月に発表した「法人税改革に関する枠組み(The President's Framework for Business Tax Reform)」の中で、法人税率を28パーセントに引き下げることを提案しています。しかしながら、予算教書にはその税率引下げによる税収減を埋めるための歳入が含まれていません。

法人税に関する提案事項

2017会計年度予算教書に含まれる税制関連の提案事項の中には、過去の予算教書に含まれていたものも多く、以下のようなものが挙げられます。

- 国際課税制度の改革
- 国内企業の国籍離脱に制限
- 天然資源産出に対する優遇税制の廃止
- LIFOおよびLCM会計の廃止
- パートナシップにおけるキャリド・インタレストを通常の所得として課税
- 保険業改革
- 金融デリバティブ商品を時価評価し、利益を通常の所得として処理
- 社用航空機に対する減価償却規則の改正
- 懲罰的損害賠償の損金算入の否認

過去の予算教書に含まれていた提案の一部は大幅に修正されています(例:同種交換ルールの変更案の対象となる物品の範囲拡大)。

また今年度の予算教書には、昨年度に続き、総資産が500億ドルを上回る金融機関から負債額の0.07パーセント相当の税金を課するという提案も含まれています。

大統領は、現行の国外所得課税繰延制度に替えて、事業資産に投資された資本へのリスク・フリー利回りを上回る国外所得にミニマム税を課することを再度提案しています。国ごとに異なる税率で課税されるミニマム税は、19パーセントから、該当国の実効税率の85パーセントを減じた税率で課税されます。新しいミニマム税は当期ベースに課税され、課税後の所得が本国に送金された場合は米国において追加課税は発生しません。

「予算教書には、国外所得に関して新しい課税制度への移行措置の一環として、これまで米国で課税対象となっていなかった被支配外国法人(CFC)の留保所得に対する1回限りの14パーセントの課税が盛り込まれています。

個人所得税の改正

事業体の場合と同様、個人所得税についても以下のような過去の予算教書と同じ提案が多く含まれています。

- 特定の控除および除外項目の税務上の価値を28パーセントまでに制限する
- 調整後総所得 (AGI) の30パーセントの新ミニマム税 (通称「バフェット・ルール」) の課税
- 税務上の利点のある退職給付の積立総額に対する上限設定
- 遺産税、贈与税及び世代飛ばし譲渡税の規定範囲を2009年に有効であった内容に戻す

大統領の提案する改正案に含まれる重要項目の一つに、中・低所得者層向けの税制優遇措置の適用および拡大により生じる税収減を埋める対策として富裕層向けのキャピタルゲイン課税の見直しがあります。

キャピタルゲインに対する最高税率は23.8パーセント (3.8パーセントの純投資所得税を含む) から28パーセントに引き上げられます。さらにグリーン・ブック*には、含み益のある財産の移転は原則として財産の売却として扱われると規定されています。そのため、含み益のある財産の寄贈者または遺贈者は、移転日における当該資産の時価が取得原価を上回る部分についてキャピタルゲイン税が課されることとなります。

予算教書には、純投資所得の定義を拡大し、通常は雇用税の対象にならない個人の取引や事業から得られる総所得および利益を含めるという提案も含まれています。この変更は有限責任会社のリミテッドパートナーとメンバー、およびSコーポレーションの所有者にも影響を与えることとなります。

事業者提供の医療保険制度に加入する従業員が、医療費が国内平均よりも高い州に住んでいることにより不当に医療保険制度改革法のもとで高コスト制度に課される物品税の対象になるのではないかと懸念に対し、大統領はその物品税が適用される閾値を変更することを提案しています。この提案では、閾値を現行法の閾値または州ごとに計算される「ゴールドプラン平均保険料」のいずれか高い数値に引き上げるとしています (この税制は現在2020年に発効予定となっています)。

財務省の説明

2月9日、財務省は予算教書に含まれる税制関連の提案事項の説明書として、提案事項の内容を詳述した添付資料「財務省グリーン・ブック」を公表しました。

* 現政権の2017会計年度歳入提案に係る全般的説明

ノースカロライナ州:市場ベースの源泉ガイドライン

配賦可能所得が1,000万ドルを超えており、配賦率が100パーセント未満の法人納税者は、法人税と資本金税の両方について市場ベースの源泉規則を用いて2014年の配賦額を再計算し報告することが義務付けられます。税務当局は市場ベース源泉ガイドラインおよび市場ベース源泉情報報告 (2016年4月15日が提出期日) を行う際の様式を発行しました。

ノースカロライナ州: 税務当局が2016年3月1日に発効する売上・使用税の対象となる修理、維持管理、および設置サービスについてのガイドラインを発行

昨年署名された法律に基づき、2016年3月1日から特定の修理、維持管理および設置サービスはノースカロライナ州の売上・使用税の課税対象となります。最近、ノースカロライナ州税務当局は新たに課税対象となるサービスに関する2つの通達を公表しました。1つ目の通達SD-16-2では、売上・使用税が修理、維持管理および設置サービスに適用される状況についてのガイダンスが提供されています。もう1つの通達SD-16-1では修理、維持管理および設置サービスが課税対象となるかどうかを判断する際に検討すべき定義上の変更点について説明しています。

SD-16-2では、修理、維持管理および設置サービスの定義には、有形財産の検査および修復、有形財産に関する問題点の修理または特定、ならびに有形財産の設置が含まれるとされています (当該財産が不動産業者により設置される場合を除く)。「小売業者」の定義には、有形財産の配送、組立、設置または作動に従事する者が追加されました。この小売業者の新定義から除外されるのは、不動産請負業者としてのみ活動する者や、修理、維持管理および設置サービスのみを提供する者で、その活動内容が「小売業」の定義に該当しない者です。言い換えると、小売業に従事する者が行う修理、維持管理および設置サービスは、他の免除規定に該当しない限り小売売上税の課税対象となるので、「小売業」に従事することの意味を理解しておく必要があります。SD-16-1には「小売業」の定義に関するガイダンスとして「[a] 収益の大部分が消費者に対する有形財産、デジタル資産またはサービスの小売りから生じる取引」と記載されており、この変更により影響を受ける業種の例も記載されています。注目すべき点としては、ノースカロライナ州では北米産業分類システム (NAICS) の小売業セクター (セクター44-45) に分類される事業 (ハードウェア販売店、電気製品店、数物販売店) はノースカロライナ州で小売業に従事していると見なされるということです。小売業セクターに分類されていない事業であっても、収益の大部分が州内で消費者に対して有形財産、デジタル資産またはサービスを小売りすることから生じている場合は「小売業」の定義に該当する可能性があります。税務当局のウェブサイトによれば、現在登録されているすべての売上税納税者にeメールまたは郵便でこれらの変更および売上税法に関するその他の最近の変更について連絡されるとのことです。

2016年1月

上院財政委員は財務省に対しEUの国家が促進する調査の対応強化を要請

上院財政委員会の指導部および委員らはジャック・ルー財務長官に対し、米系多国籍企業に対するEUの国家が促進する調査について書簡を提出しました。

背景

近年、欧州委員会はEU加盟各国による特定の多国籍企業の取扱いについて正式な調査を開始しました。2014年6月、ECはアイルランド、オランダ、ルクセンブルグに対する調査開始を発表しました。2014年10月、ECはルクセンブルグに対する調査開始を発表し、2015年12月にはルクセンブルグのさらに別の案件について調査を開始したことを発表しました。

2015年10月、ECはオランダの案件およびルクセンブルグの案件について最終決定を公表しました。これらの決定の中でECは両国に対し、該当企業が税金として支払うべきであったとECが判断した金額を過去10年まで遡って回収するよう指示しました。

2015年12月の上院財政委員会では、この調査が米国企業に及ぼしうる潜在的な影響について検討しました。

財政委員会の書簡

本日の書簡（財政委員会ウェブサイトでも閲覧可）はルー財務長官に対し、国際税務基準と矛盾する遡及的処分を課すことを回避するよう欧州委員会に警告することを強く要請するものです。この書簡は以下の文章で締めくくられています。

「我々が懸念しているのはこれらの最初の案件のこのみではなく、これらを前例としてEUが今後さらに多くの米国企業の過去の収益に対し、場合によっては10年前にまで遡って課税するという事態になりかねないということです。我々は財務省に対して、このような遡及的処分は国際的に認められている基準に矛盾するものであり、また米国はそのような処分を米国の利益に対する直接的な脅威とみなすという理由を踏まえ、欧州委員会がそのような結論に至ることがないようにさらに強く働きかけていただくことを要請します。また第891条に照らし、米国企業が差別的課税の対象となっていないかどうかという点についてもご検討いただくことを要請します。」

連絡先



五十嵐 美恵

KPMG LLP

税務部門パートナー

E: mieigarashi@kpmg.com

ご質問

本稿に関するご質問はKPMGの貴社担当チーム、あるいは各記事に記載されている担当者までご連絡ください。

ANY TAX ADVICE IN THIS COMMUNICATION IS NOT INTENDED OR WRITTEN BY KPMG TO BE USED, AND CANNOT BE USED, BY A CLIENT OR ANY OTHER PERSON OR ENTITY FOR THE PURPOSE OF (i) AVOIDING PENALTIES THAT MAY BE IMPOSED ON ANY TAXPAYER OR (ii) PROMOTING, MARKETING OR RECOMMENDING TO ANOTHER PARTY ANY MATTERS ADDRESSED HEREIN.

The views and opinions are those of the author and do not necessarily represent the views and opinions of KPMG LLP. All information provided is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity.

© 2016 KPMG LLP, a Delaware limited liability partnership and the U.S. member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in the U.S.A. The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

KPMG 米国ジャパニーズ・プラクティス

代表パートナー 一覧



米国統括リーダー
森 和孝
T: + 1 212-872-5876
E: kazutakamori@kpmg.com



ロサンゼルス
前川 武俊
T: + 1 213-955-8331
E: tmaekawa@kpmg.com



アトランタ
五十嵐 美恵
T: + 1 404-222-3212
E: migarashi@kpmg.com



ロサンゼルス
ジェフ・トム
T: + 1 213-955-8494
E: jtom@kpmg.com



シカゴ
メットキャフ 康子
T: + 1 312-665-3409
E: ymetcalf@kpmg.com



ニューヨーク
鈴木 康三
T: + 1 212-872-7817
E: ksuzuki@kpmg.com



コロンバス
猪俣 正大
T: + 1 614-241-4648
E: minomata@kpmg.com



シリコンバレー
北野 幸正
T: + 1 650-404-4854
E: ykitano@kpmg.com



ダラス
ミカエリ・マルロ
T: + 1 214-840-2193
E: mmichaeli@kpmg.com

定期受信

Jnetは在米日系企業の皆様のためにKPMGの米国ジャパニーズ・プラクティスの専門家が会計、監査、税務、アドバイザー、等に関する内容を執筆したニュースレター(日本語・英語)で、年4回Eメールにてお届けしています。本誌は各号の日本語版をまとめたものです。

このニュースレターのEメール定期受信及び記載された事項に関するお問い合わせは、各事務所のジャパニーズ・プラクティス担当者、あるいは us-kpmg-jp.com までご連絡ください。

KPMG 米国ジャパニーズ・プラクティス

KPMG LLPのジャパニーズ・プラクティスでは、全米で約300名に及ぶバイリンガル・プロフェッショナルを擁し、米国でご活躍される日本企業の皆様に、監査、税務、アドバイザーに関する各種サービスをご提供しております。また、日本をはじめとする他国のメンバーファームとも緊密な協働体制を築いています。KPMGのスペシャリストは、企業組織全体を通じた事業価値向上に貢献する客観的なアドバイスを提供致します。

kpmg.com/socialmedia

kpmg.com/app

